

別記様式第1号(第四関係)

あ い な ん や ま い だ し
愛南山出地区活性化計画

愛 媛 県
愛媛県愛南町

平成24年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	愛南山出地区活性化計画	市町村名	愛南町	地区名	愛南山出地区	計画期間	平成24年度～平成26年度
-------	-------------	------	-----	-----	--------	------	---------------

目 標 :

農業生産基盤の整備、及び集落営農組織ならびに担い手育成・確保の推進を図り、農地利用状況に基づいた農地集積を実施することにより農業振興を目指し、併せて都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標として、グリーン・ツーリズムによる農林漁家体験民宿の宿泊、体験事業の入込み客数を現在353名のところを事業完了後には19名の増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

計画地区は、愛媛県の最南端に位置し、その面積は75.36km²、ひろがり東西に11.5km、南北に15.7kmで、その中央部で東西にくびれ、やや南北に細長い形状をしている。町の北部には四国山脈から分岐する篠山支脈の標高800m前後の急峻な山岳部を擁しており、ここを発した僧都川が町中央の平野部を流れ、この平野部には主な市街地や農地が開けている。南部の西寄り部分は半島に囲まれた内海に面し、また東寄り部分は黒潮踊る太平洋を望む急峻な断崖が連なっている。気候条件は2月の平均気温が6℃と温順で、年間降水量が約1900mmと全国平均に比べてやや多くなっている。

現状と課題

計画地区は、柑橘と水稲の複合経営農家が多く、柑橘では甘夏柑と河内晩柑を経営の柱にしているが、甘夏柑の価格低迷から代替品種としてポンカン、不知火、清見等の多様品種が導入されてきている。水稲は、コシヒカリ、あきたこまち等の早期水稲栽培が増加している。水田の基盤整備が終了した地区においては、担い手の農地集積が進められている状況である。しかしながら、近年の農産物価格の低迷と農家の兼業化、また過疎化、農業従事者の高齢化、後継者不足等により、農業経営は大変厳しい情勢を迎えている現状である。このような地域活力が低下する中で、今後どのように地域の活性化を図っていくかが課題である。

今後の展開方向等

今後は、地域資源の見直しや有効利用を図り

- ・農道、用排水路、ほ場などの生産基盤の整備
- ・集落営農組織、女性農業者、高齢者農業者など多様な担い手の育成、確保
- ・農地利用状況に基づいた担い手農家への農地集積

などを積極的に図り、低コスト・高品質・安定生産に基づく消費者に支持される品質本位の農業構造の実現を目指すこととする。

また、地域の自然・人・文化など豊かな地域財産を活かした棚田散策、柑橘収穫作業等の農林漁家体験および、平成19年度より開業の7家の農林漁家体験民宿を中心としたグリーン・ツーリズムの振興を推進し、都市住民と農村漁村との地域間交流を促進することで地域の活性化を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
愛南町	愛南山出地区	農地等補完保全整備事業(小規模農林地等保全整備)	愛南町	有	二	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
愛南町	町全域	グリーン・ツーリズム推進事業	愛南町	実施期間:H18~
愛南町	町全域	担い手協議会助成事業	愛南町	実施期間:H17~
愛南町	町全域	担い手農地集積高度化促進事業	愛南町	実施期間:H19~
愛南町	愛南地区	中山間地域総合整備事業	愛媛県	実施期間:H21~H26

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

愛南山出地区(愛媛県愛南町)	区域面積	7.417ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の面積7,417ha(用途指定区域を除く)のうち農林地面積は6,815haで92%を占め、就業人口のうち約17%が農林漁業従事者であり農林水産業が主産業である。		
②法第3条第2号関係： 人口の減少(H18→H22で9.0%減)、農林漁業者の高齢化傾向(H22で高齢化率63%)からみて、活性化のためには定住等及び地域間交流を促進することが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係： 計画区域は、用途指定区域を除いており、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画終了翌年度の平成27年9月末までに、グリーン・ツーリズムによる農林漁家体験民宿の宿泊、体験事業の入り込み客数増加について愛南町農林課により確認し、第三者(愛南グリーン・ツーリズム推進協議会予定)による評価により検証する。

農山漁村活性化対策整備交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表)	H24~H26
えひめけんあいなんちょう 愛媛県愛南町	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農地整備課	089-941-2111	089-912-2534	nouchiseibi@pref.ehime.jp
愛媛県愛南町農林課	0895-72-1211	0895-72-6655	norin@town.ainan.ehime.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	5. 3ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保 (ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)=5. 3ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は、水稻を中心とした営農が営まれているが、農道、農業用排水路を改修することにより農業生産基盤機能が向上し、維持管理に係る営農労力の節減が図られ、品質向上への労力を転換することにより農家経営の安定が期待できる。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
滞在者数及び宿泊者数の増加	5. 4%	計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加 (%) = 計画期間の滞在者数及び宿泊者数(人)(目標) ÷ 計画期間前の計画区域外からの滞在者数及び宿泊者数(人)(現状) × 100 - 100 = 372(人)(目標) ÷ 353(人)(現状) × 100 - 100 = 5. 4%
事業活用活性化計画目標の設定根拠 農林漁業体験民宿(既存)を中心としたグリーン・ツーリズムを推進することにより、入込客数の増加が期待できる。よって、滞在者数及び宿泊者数の増加率を数値目標として設定する。 滞在者数及び宿泊者数 平成23年度 353人、平成24年度 353人、平成25年度 353人、平成26年度 353人、平成27年度 372人		

(参考様式2)

農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛南町		
計画期間	H24 ~ H26	総事業費（交付金）	45,000千円（24,750千円）
実施期間	H24 ~ H26		

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画の目標は、農業振興を図る施策を展開することで農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に資する内容となっており適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	愛媛県の農業農村整備事業展開方向の基本方針（H23年3月策定）、重点項目と合致しており、また愛南町においては、愛南町総合計画（H22年3月策定）における基本テーマと連携しており、農業振興地域整備計画（H16年2月策定）、土地改良事業計画（H23年5月策定）にも配慮、調和している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	交付対象事業は、愛南町が事業主体であり地元代表者を始め関係者との協議の上で、目標設定等を行い合意形成が成されている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	グリーン・ツーリズムによる農家体験民宿の関係者（女性）も協議には同席している。
事業の推進体制は確立されているか	○	地元自治会により計画的に推進体制は確立されている
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	事業内容を実施することが、事業活性化計画目標の入込客数5.4%増の実現を図ることにつながるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	平成24年度に測量設計を行い、平成25年度から平成26年度の2ヵ年で耐久性コンクリート畦畔の整備を行うこととし、事業実施期間及び計画期間とも3年としたものであり適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×国費率）の範囲内か	○	交付金額要望額＝24,750千円 交付限度額＝事業費45,000千円×交付額算定交付率55%＝24,750千円であり範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（以下「交付要綱」という。）別紙35に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	耐久年数＝コンクリート畦畔30年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果分析の基準（土地改良事業経済効果算定方法）により算出している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	総費用総便益比 1.09 ≥ 1.00（別紙、総費用総便益比及び所得償還率の総括のとおり）
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	要件類別22の事業主体（町）と実施メニュー57の実施内容の要件である受益面積が1ha以上（5.3ha）を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	愛南町が施工し、地区常会を中心とする各種団体が、保全活動を行うことから、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	

施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	施設の利用については、受益者女性の耕作方法等を聞き取り考慮している。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	通行車両に応じて構造物を設計しコスト縮減を図る。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	附帯施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	耐久性コンクリート畦畔工については、既存施設の向上を図るものなので施設用地は必要なし。用地の確保が必要な場合は、適切に交渉を進め用地を確保する。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。	—	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか		
1年を通して運営される施設であるか		
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		

事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	愛南町における起債計画に関して十分検討・調整を行っている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	入札方法は一般競争入札を予定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	事業完了後は、地元（山出集落）において管理・更新規程を定め適正に管理・更新する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(1) 総費用総便益比及び所得償還率の総括

(第1表)

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費(現在価値化)	③=①+②	千円 39,174	H23単価
里地棚田保全整備事業 当該事業による費用	①	39,174	
その他費用(関連事業費-資産価額+再整備費)	②	0	
年償還額	④	千円/年 452	
うち機能向上分	④'	452	
年総効果(便益)額	⑤	千円/年 2,435	
現況年総農業所得額	⑥	千円/年 4,200	
年増加農業所得額	⑦	千円/年 4,831	
評価期間(当該事業の工事期間+40年)		年 43	工事期間 3
割引率		0.04	
総便益額(現在価値化)	⑧	千円 42,846	
総費用総便益比	⑨=⑧÷③	1.09	≧1.0
総所得償還率	⑩=④÷⑥×100	10.7%	≧0.2
増加所得償還率	⑪=④'÷⑦×100	9.3%	≧0.4